

高松市監査委員告示第28号

地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第3項および第199条第6項の規定により、平成24年8月27日付け高住第114号で高松市長（以下「市長」という。）から提出された監査の要求について監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、法第199条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年12月13日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	妻鹿常男
同	西岡章夫

市営住宅内における樹木伐採等工事の事務の執行に関する監査
要求に基づく監査結果報告について

第1 要求の要旨（原文）

今般、住宅課において、市営住宅内における樹木伐採等工事（平成21年度～24年度分）に係る代金について、過払い等があることが判明したことから、本市に損害が生じたものです。

このことについて、地方自治法第243条の2第3項および第199条第6項の規定に基づき、高松市監査委員に市営住宅内における樹木伐採等工事の事務の執行に関し、職員の賠償責任の有無および賠償額の決定を求めます。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件要求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が、都市

整備局住宅課の事務執行により、平成21年度から平成24年度内に発注した1件50万円以下の市営住宅内における樹木伐採等工事のうち、当該工事請負業者に過大の代金を支払うなどして市に損害を与えた事案（以下「代金過払等事案」という。）について、その事実の有無を監査し、その事務執行に関与した市担当職員7名につき、賠償責任の有無および賠償額を決定することを求めるというものである。

2 監査対象部局およびこれに対する調査

本件監査対象部局は、都市整備局住宅課（以下「担当課」という。）であり、監査は、担当課から関係書類の提出を受けるとともに、担当職員および関係職員に対して事情聴取するなどして調査した。

なお、本件事務執行に関与した担当課職員は、次のとおりである。

氏名	職名（在籍時）	担当年度
A	課長	平成21年度
B	課長	平成22～23年度
C	課長補佐	平成21年度
D	課長補佐	平成22～23年度
E	管理第二係長	平成21～23年度
F	主査（副主幹）	平成21年度
G	主査	平成22～23年度

第3 監査の結果

本件要求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

- (1) 本件代金過払等事案の事務執行に関与した監査対象市職員7名は、いずれも、市に対して、損害賠償の責任が有るものと判断する。

ア 監査対象の市職員・Aは、平成21年4月1日から同22年3月31日までの間、同Bは、同年4月1日から平成24年3月31日までの間、それぞれ担当課の課長として、代金過払等事案に係る工事発注に関する支出負担行為について専決権を有し、所属職員を指揮監督

して、同工事発注などの所掌事務を掌理する職務に従事していたものであり、その職務執行に当たっては、信義誠実の原則にのっとり、法令に定められた義務を全うして最善を尽くし、市にとって必要な経費を支出する場合には、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、いやしくも公金から無用または過剰な経費を支出して市に損害が生じることがないように万全な配慮をすべき注意義務があったのに、これを怠り、所属の担当係職員が、工事受注事業者からの強硬な工事施工要請を拒み切れず、市の同事業者に対する工事発注が件数・金額ともに激増する中で、市にとって不必要な工事を発注したり、適正な工事価格を超過する代金額で工事を発注するなどして、市が公金から無用または過剰な代金を支払わなければならない事務処理を執行するおそれがあることを推知することができる状況にあったにもかかわらず、担当係職員や担当係長・担当課長補佐などの職務執行状況を十分に検証せず、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用または過剰な支払額相当の損害を与えているので、法第243条の2第1項後段の規定により、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。

イ 監査対象の市職員・Cは、平成21年4月1日から同22年3月31日までの間、同Dは、同年4月1日から平成24年3月31日までの間、それぞれ担当課の課長補佐として、いずれも担当課長を直接補佐し、代金過払等事案に係る工事発注に関する支出負担行為について担当課長が有する専決権を代理決裁する権限を有して、所属の担当係職員を指揮監督しながら所掌事務を掌理する職務に従事していたものであり、その職務執行に当たっては、担当課長と同様な注意義務があったのに、担当課長同様に、これを怠り、所属の担当係職員が、工事受注事業者の強硬な工事施工要請を拒み切れず、市の同事業者に対する工事発注が件数・金額ともに激増する中で、市にとって不必要な工事を発注したり、適正な工事価格を超過する代金額で工事を発注するなどして、市が公金から無用または過剰な代金を支払わなければならない事務処理を執行するおそれがあることを推知することがで

きる状況にあったにもかかわらず、担当係職員および担当係長の事務処理に対する適否判断を見過ごし、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用または過剰な支払額相当の損害を与えているので、法第243条の2第1項後段の規定により、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。

ウ 監査対象の市職員・Eは、平成21年4月1日から同24年3月31日までの間、担当課管理第二係長として、担当課長を補佐し、代金過払等事案に係る工事発注に関する支出負担行為について担当課長が有する専決権を二次的に代理決裁する権限を有して、所属の担当係職員を指揮監督しながら所掌事務を掌理する職務に従事していたものであり、その職務執行に当たっては、担当課長と同様な注意義務があったのに、担当課長補佐と同様に、これを怠り、所属の担当係職員が、工事受注事業者からの強硬な工事施工要請を拒み切れず、市の同事業者に対する工事発注が件数・金額ともに激増する中で、市にとって不必要な工事を発注したり、適正な工事価格を超過する代金額で工事を発注するなどして、市が公金から無用または過剰な代金を支払わなければならない事務処理を執行するおそれがあることを推知することができる状況にあったにもかかわらず、担当係職員に事務処理を一任し、その適否判断を見過ごし、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用または過剰な支払額相当の損害を与えているので、法第243条の2第1項後段の規定により、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。

エ 監査対象の市職員・Fは、平成21年4月1日から同22年3月31日までの間、同Gは、同年4月1日から同24年3月31日までの間、それぞれ担当課管理第二係の主査職員として、いずれも上司の命を受け、本件代金過払等事案に係る各工事の発注などの事務執行に関与していたものであり、市に対し、信義誠実の原則にのっとり、法令に定められた義務を全うするのはもとより、最善を尽くして職務を履行し、その職務の遂行に当たって必要な経費を支出する場合には、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、無用または過剰な支出によって市に損害を及ぼすことは絶対に回避すべき責務があったのに、これを怠り、工事受注事業者からの強硬な工事施工要請を拒み切れず、その責務を誠実に履行しないまま、不必要な工事を発注したり、適正な工事金額を超過する代金で工事を発注するなどの事務執行をした重大な過失により、無用または過剰な代金支払のために公金を支出させ、市にその支払金相当額の損害を与えているので、民法第415条の規定により、不完全履行の債務不履行として、その損害を賠償すべき責任がある。

(2) 監査対象の市職員7名が負担すべき賠償額は、次のとおり決定するのが相当である。

ア 元担当課長・Aは、市に対し、金45万7,851円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

イ 前担当課長・Bは、市に対し、金310万9,706円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

ウ 元担当課長補佐・Cは、市に対し、金22万8,925円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

エ 前担当課長補佐・Dは、市に対し、金155万4,853円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

オ 前担当課管理第二係長・Eは、市に対し、金178万3,779円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

カ 元担当課管理第二係職員・Fは、市に対し、金45万7,851円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

キ 前担当課管理第二係職員・Gは、市に対し、金310万9,706

円およびこれに対する各公金支出日から支払済みに至るまでの年5分の割合による遅延損害金を支払うべき債務がある。

ク 本件については、その余の職員に賠償責任は認め難い。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査委員は、本件監査の結果、次の各事実を確認した。

(1) 高松市営住宅内樹木伐採等工事調査委員会（以下「調査委員会」という。）が取りまとめた本件代金過払等事案の概要

市は、平成24年度当初時に、担当課において、平成21年度以降に工事発注の事務執行を行った市営住宅内における樹木伐採等工事のうち、発注金額が1件50万円以下の工事について、発注先が特定事業者に偏っている上、工事請負契約の内容にも疑義があるとの情報を探知したので、早急にその事実関係を究明することとし、同年4月19日に、庁内に岸本泰三副市長を委員長とする調査委員会を設置し、担当課が調査対象期間に工事施工の事務執行を行った全工事について、関係職員に対する事情聴取を行うとともに、関係書類の精査および工事実施場所の現地調査などを実施して、事実関係を調査し、個々の工事請負契約ごとに、その工事の必要性、発注手続の適法性・妥当性、工事代金額の適正性および契約の有効性などを検証し、その発生原因の解明にも努めた結果、次の各事実を確認した。

ア 担当課が平成21年度以降に事務執行した1件50万円以下の市営住宅内樹木伐採等工事の発注などの事務執行状況

担当課が平成21年度以降の各年度に発注して工事代金支払までの事務執行を行った案件のうち特定事業者1者に発注した案件（以下「事務処理済案件」という。）は、別紙の調査委員会作成に係る「高松市営住宅内樹木伐採等工事費に係る調査結果」一覧表（以下「一覧表」という。）の案件番号1ないし82に記載のとおりであり、その年度別集計結果は、次表のとおりである。（下欄（ ）内の数値は、特定事業者分を含む全工事分である。）

年 度	件数	支払金額
平成 21 年度	9 件 (16 件)	2,606,900 円 (3,217,972 円)
平成 22 年度	31 件 (38 件)	12,040,000 円 (13,800,850 円)
平成 23 年度	41 件 (48 件)	17,457,100 円 (19,013,650 円)
平成 24 年度	1 件 (1 件)	436,200 円 (436,200 円)
合 計	82 件 (103 件)	32,540,200 円 (36,468,672 円)

なお、担当課では、このほかに、発注から工事代金支払までの事務執行は一切行っていないものの、特定事業者1者が工事を施工した上、市に対して工事代金の請求書を提出しているもの（以下「未発注代金請求案件」という。）や工事終了報告書を提出しているもの（以下「未発注工事済案件」という。）があり、本件調査終了時点において認知されている同案件は、一覧表の案件番号83ないし100に記載のとおりであり、その集計結果は、次表のとおりである。

案件の種類	件 数	請求または出来高報告金額
未発注代金請求案件	11 件	5,050,800 円
未発注工事済案件	7 件	13,365,000 円
合 計	18 件	18,415,800 円

イ 事務処理済案件の発注先および未発注案件の工事施工事業者

上記の事務処理済案件の工事請負業者である発注先および未発注代金請求案件ならびに未発注工事済案件（以下、両者を合わせて「未発注案件」という。）の工事施工業者は、全て同一であり、次の事業者である。

事業者名 大昌建設工業 代表者 水本昌宏（以下「本件事業者」という。）

所在地 高松市勅使町1145番地1

ウ 事務処理済案件のうち工事施工の必要性が認められないとした案件の概要

調査委員会は、事務処理済案件82件について、まず、工事施工の必要性の有無を検討し、その必要性が全面的にないと認められた工事

(以下「不必要工事案件」という。)とその必要性がないと認められた部分を含む工事(以下「一部不必要工事案件」という。)については、その工事または工事部分に係る代金の支払は要しないものとして、その支払代金相当額を誤払いと認定しているが、その内訳は、一覧表の案件番号6, 10, 11, 14, 17ないし19, 27, 29ないし32, 39, 53ないし55, 69ないし79, 81, 82の29件であり、その集計結果は次表のとおりである。

案件の種類	件数	支払金額(誤払金)
不必要工事案件	27件	11,229,700円
一部不必要工事案件	2件	556,210円
合計	29件	11,785,910円

なお、調査委員会が工事不必要と判断した理由は、工事施工対象地が将来にわたって利用計画がなく、その管理上も樹木の伐採などの工事を必要とする事情が全然認められないとするもの7件、公園内の植栽として活用していた樹木をいたずらに伐採したもので、何ら必要のないものとするもの4件、通行上何ら支障がない樹木を特段の理由もなく伐採したにすぎず、必要性が全く認められないとするもの6件、必要性が全くないのに伐採した樹木の根株を除去したにすぎないとするもの11件、必要性が全くないのに伐採した樹木の跡地の整地をしたにすぎないとするもの1件となっている。

エ 工事施工の必要性は認められるものの、その代金額が適正な工事金額より高く、代金を多く払い過ぎてしていると認めた案件(以下「代金過払案件」という。)

調査委員会は、事務処理済案件82件から不必要工事案件27件と一部不必要工事案件2件の合計29件を除いた残53件の工事と一部不必要工事案件のうち必要工事と認めた工事部分については、個々に適正な工事金額を再積算し、その合計金額と支払済みの工事代金の合計額を比較し、再積算に係る工事金額を超えて支払われている工事代金部分を過払いと認定しているが、その集計結果は、次表のとおりである。

案件の種類	件数	支払代金額	再積算の 工事金額	過払金額
代金過払案件	53 件	20,557,500 円	9,903,150 円	10,654,350 円
必要工事分	2 件	196,790 円	73,500 円	123,290 円
合 計	55 件	20,754,290 円	9,976,650 円	10,777,640 円

上記工事代金は、工事費、廃棄物処分費、諸経費の3区分により構成されており、工事数量と廃棄物処分数量が把握できれば、これに工事単価や処分単価を乗じて、工事費と廃棄物処分費を算出することができ、その合計金額に40パーセント以内の諸経費を加算することにより工事金額が算定されることになるが、その算定金額が適正なものとして認められるためには、正確な工事数量や廃棄物処分数量が認定でき、客観的に妥当とする適正な単価表があることを要するところ、代金過払案件の一部は、現地実測により相応の工事数量や廃棄物処分数量を積算することができるものの、その余の大部分は、その工事数量や廃棄物処分数量を直接算定する資料がなく、工事施工前後の現場付近を撮影した写真など限られた資料に基づいて推定計算するほかはない状況にあり、調査委員会では、現地実測により工事量を積算できるものについては、その方法で積算し、それができないものについては、伐採樹木の幹周などを基準とした工事数量などの数量特定方法を定め、これに基づき工事数量などを推定計算する方針を立て、推定計算を行っている。

また、調査委員会は、この工事数量などに乗じて工事金額等を算出する単価については、香川県などが公共工事の発注のために工事金額を算定する際に使用する財団法人建設物価調査会所定の造園修景マニュアルや単価表、香川県歩掛などで定められている単価を採用しているため、工事金額の推定計算には、相応の合理性があり、この方法で算出された工事金額は適正なものとして評価できるものであるとしている。

なお、この工事別の再積算による工事金額の算定結果は、一覧表に記載のとおりである。

オ 未発注案件の概要

最後に、調査委員会は、未発注案件18件について、いまだ工事発注の事務処理を執行してはいないものの、いずれも市にとって工事施工の必要性があったものであること自体は認め、工事の完了を認定した上、その工事金額を代金過払案件と同様な方法で積算しているが、その集計結果は次表のとおりである。

案件の種類	件数	請求（報告）金額	積算した工事金額
未発注代金請求案件	11件	5,050,800円	1,347,150円
未発注工事済案件	7件	13,365,000円	2,844,450円
合計	18件	18,415,800円	4,191,600円

カ 事務処理済案件の工事発注により市が受けた損害

調査委員会は、以上の調査・検討の結果、事務処理済案件に係る工事発注により市が受けた損害は、

(ア) 不必要工事に係る誤払金 合計金1,178万5,910円

(イ) 必要工事に係る過払金 合計金1,077万7,640円

総合計金2,256万3,550円

であるとしているが、上述のとおり、市は、本件事業者による未発注工事案件の工事施工によって、合計金419万1,600円相当の利益を受けているとして、これを上記総損害金額から控除し、その残金額1,837万1,950円を残損害金額と認定している。

市は、この残損害金1,837万1,950円について、事務処理済案件の工事受注者である本件事業者に対し、不当利得返還請求をなしているが、本件事業者が、これに応じず、いまだその返還を受けるには至っていない。

(2) 1件50万円以下の市営住宅内における樹木伐採等工事発注等に係る事務執行に関する市の規定・通達および事務執行の実務

ア 同工事発注等に係る事務執行に関する市の規定および通達等

市は、高松市契約規則第21条および別表の規定により、1件50万円以下の工事を施工しようとする場合は契約書の作成を省略することができるとしており、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第15項は、支出負担行為前の事業

実施決裁である執行伺を省略できると規定している。

そして、市は、平成22年度までは、この1件50万円以下の工事について、同規程別表第1財務会計（執行伺を除く。）の表第7項および第8項ならびに高松市契約事務処理要綱第52条の規定により、支出負担行為兼支出命令票による課長までの決裁により支出負担行為と支出命令を同時に処理することができるとし、その場合、見積書および請求書またはその写しを添付して処理することができるとしていた。

なお、市当局は、この同時処理することができる工事等の発注に当たって、執行伺を省略できるとすることによる事務処理上の正確性担保に関する懸念を補完するため、各部署において発注簿等で記録管理を行うこととすべきことを各部局に通達し、確実な事務処理を要請するとともに、平成23年度に関係諸規定の見直しを行い、1件50万円以下の工事に係る支出負担行為兼支出命令に際しては、発注簿等、請求書、内訳書を必要書類とすることを高松市会計規則に規定している。

イ 担当課における同事務執行の実務

担当課における市営住宅内における樹木伐採等工事発注等の事務執行の担当係は、管理第二係であり、その人員体制は、管理第二係長（以下「担当係長」という。）と担当係職員7人の合計8人である。

そして、担当課が発注等の事務執行を行う市営住宅内の樹木伐採等工事は、全て1件50万円以下の工事であり、担当職員は、アで明らかにした市の規定や通達に基づき同事務執行を行っているが、その具体的実務は、職務慣行により、次のように行われてきた。

すなわち、担当課において、市営住宅内における樹木伐採等工事の発注案件が生じると、担当係職員が、現地調査を行って事務処理することとしており、担当係職員は、その調査結果により、工事を発注する必要があると判断した時は、工事の実施と発注すべき業者決定の決裁を受けるため、工事名、工事場所などを決めて、設計図書を作成した上、予定価格を設定し、発注すべき業者を選定して、その業者から

見積りを徴取した後、発注簿処理により係長、課長補佐を経て課長の専決決裁を受けて、現地で工事請負業者に工事内容を指示して発注書を手渡すことにより、工事を発注することとしており、これによって市と工事受注者の間に工事請負契約が成立することとなっている。

そして、工事請負業者は、その発注に係る工事を完成させると、その工事の事務執行を担当する担当係職員に対し、工事写真や出来高図面、数量表等の報告資料を提出して、工事完成を報告し、その報告を受けた担当係職員において、工事しゅん工を確認した上、精算変更を要する場合は、市の工事単価に基づく工事費を算定して、工事費を確定させ、発注簿の変更金額の欄に確定した工事費を精算金額として記入し、その検査欄に確認日の日付を記入して検査を終えることとなっている。

その後、工事請負業者が、請求書を提出して、請負工事代金の支払を請求すると、担当係職員は、支出負担行為兼支出命令票を起案し、これに工事請負業者から受領した関係書類を添付した上、担当係長、担当課長補佐を経て、担当課長までの決裁を受け、出納室の審査を経た上、市から工事請負業者に工事請負代金が支払われることになる。

(3) 本件代金過払等事案発生の背景事情

市が発注する1件50万円以下の市営住宅内における樹木伐採等工事の事務執行は、本来、市が、市営住宅の管理・運営者として、その維持・管理に万全の配慮をすべき責務を負うものであるところから、当然、市が積極的・主導的に行うべきものであり、市では、その事務執行を担当課に分掌させており、担当課は、毎年度、除草・剪定業務の年間計画を策定して、定期的に工事を施工し、住居者やその隣人などから当初計画外の樹木伐採等の要望が出された工事については、必要に応じて現地調査を行い、工事の必要性があると判断されたときには補完的に工事を施工することとしていた。そして、市は、当該市営住宅が設営されている地域性を考慮し、地域の内情に精通した地元業者に工事発注することが多いことや平成21年度より相当以前から、市営住宅管理人の一人で、地元の自治会会長や民生委員を長く務めて

いる本件事業者が、間断なく、担当課に出入りしていたという事情があったことなどのため、本件事業者が、担当係職員に対して、市営住宅の居住者やその隣人などから市営住宅内の樹木伐採等工事施工の要望があると具申すると、その都度、担当係職員が現地調査を行い、その工事施工の必要性を認めて、本件事業者に工事を発注する事務処理を行って対応していたが、平成21年度を境に、本件事業者からの工事要望が急激に増え、その対応だけで同工事の年間予算額を消化して、なお不足が生じる状況まで生じ、担当課は、年間計画を立てて計画的に工事を施工するという主導的な業務ができず、受動的な事務執行に終始する状態に陥っていた。

このように、市が発注する市営住宅内の樹木伐採等工事は、専ら、この本件事業者の主導により事務執行が行われ、その工事の大部分が同事業者1者に発注されるという異常な現象が相当期間続いていたため、担当課では、幾度も、これを是正すべく、本件事業者に改善方を要求したこともあったが、本件事業者が高圧的態度でこれを拒否し続けたため、何ら改善されないまま経過し、その異常現象は慢性化の傾向をたどっていた。

その結果、担当課では、本件事業者から年間予算額を上回る工事施工要望がなされることが多くなり、これに対処するため、工事発注から工事代金支払までの事務執行を後年度に順延し、取りあえず工事施工を先行させた上、その翌年度の早い時期に、その工事に関する発注から代金支払までの事務執行を行う事務手続を執って処理することまで行うようになり、実態と手続が離反する事務処理までが行われる状況が生じていた。

(4) 本件代金過払等事案の事務執行状況

発注事務処理済の市営住宅内の樹木伐採等工事は、いずれも1件50万円以下の工事であり(ただし、本来は、その金額を超えるものであるものの、1件50万円以下の金額に分割し、複数の工事として発注しているものもあり、問題はあがるが、本件の当否の判断に直接影響しないので、論述を控える。)、その工事発注から代金支払までの事

務執行は、本来、(2)のイの「担当課における同事務執行の実務」で明らかにした手順で行われるべきところであるが、担当課では、(3)の「本件代金過払等事案発生の背景事情」で明らかにした特殊な事情があったため、市による積極的・主導的な事務執行は全然なされず、全ての工事が、特定の本件事業者によって具申された市営住宅の居住者やその隣人など地元の要望を受動的に受け入れる事務執行が行われており、本来なら、担当係職員において、地元要望の具申を受けた場合、現場を確認して工事の必要性などを検討し、その必要性が認められると、設計図書を作成し、予定価格を設定した上、業者選定を行い、その業者から見積りを徴取した後、発注簿処理により担当係長・担当課長補佐を経由して担当課長の専決決裁を受け、管理台帳に必要事項を記入した上、受注業者を決定し、その業者に工事を着手させ、その工事がしゅん工した時は、工事施工業者から施行前と施行後の写真などの資料を提出させ、工事しゅん工を確認して、担当課長専決に基づく発注簿処理と支出命令により工事代金を支払う手順で事務執行すべきところ、平成21年度は、担当係職員が、当初の現場確認の後、直ちに予定価格を積算し、その結果を本件事業者側に提示して協議をなし、その協議が整うと、発注先を本件事業者に決定し、その結果に基づく見積書を担当係職員側で作成して本件事業者の押印を得た上、担当課長の専決決裁を受けて、発注簿処理をなし、工事のしゅん工確認も工事写真などの資料提出を受ける前に行うなど、適正な事務執行がなされていない。

また、平成22年度当初は、担当係職員が、当初の現場確認をした後、直ちに発注先を本件事業者とする業者決定をなして、本件事業者に工事件名を通知し、予定価格を積算して、その結果を本件事業者に提示して協議を行い、それが整うと、工事着手に入り、工事しゅん工後、担当係職員がしゅん工確認した後、自ら見積書を作成し、本件事業者の押印を得るとともに、本件事業者から工事写真などの提出を受け、担当課長による専決決裁を受けて、発注簿処理をなし、支出命令に基づいて工事代金を支払う事務執行方法を執るようになり、さらに

同年夏頃以降は、業者決定後、予定価格の積算前に工事着手がなされる案件が増加するに至っており、その事務執行手続は、本来執るべきものから大いに乖離したものになっている。

(5) 調査委員会が代金過払等があると判断した事案の検証

ア 不必要工事案件等について

調査委員会は、樹木伐採等工事の必要性の判断要素として、安全性・衛生面の確保、管理上の保全、通行上の支障等の事情を挙げ、これら諸事情を勘案して、不必要工事案件27件の工事は、全面的に必要性がなく、一部不必要工事案件2件の工事は、必要性がない工事部分を含んでいると判断した上、これら工事の施工を発注した工事請負契約は、無効であり、市は、同契約に基づいて支払った同工事代金相当額の損害を受けていると認定しているが、発注した工事が不必要であることだけの故をもって、工事請負契約が無効であると断ずる論拠に乏しく、その判断を直ちに肯定し難いものがある。

なるほど、法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定するとともに、同条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、不必要な工事を発注して、その工事代金を公金から支出して支払うことは、これら規定に違反することになることは明らかと言わなければならない。同条第17項が「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」と規定していることに照らすと、不必要工事案件に係る工事の請負契約は無効であると言うことができないものでもないと考えられるが、同法第2条第16項の規定は、一般論としての法令遵守を定めたものと解されており、かかる法令違反により締結された契約であっても、その法令違反が当然に契約を私法上も無効として、その効力を否定するものではなく、その契約を無効としなければ法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められない限り、その法令違反を理由に私法上の契約の効力を否定する無効となるものではないと

解するのが相当であると考えられるところ、不必要工事案件に係る工事請負契約については、上記法令違反はあるものの、それをもって工事請負契約を無効にしなければ同法令の趣旨を没却する結果となるまでは認め難く、ほかに私法上の無効事由ないし取消事由も見当たらないので、上記工事請負契約は無効であると断じることには無理があるものと思料する。

しかし、市の担当職員が、その担当事務を執行するに当たり、市にとって不必要だと思料される工事をいたずらに発注し、公金からその工事代金を支出することは、市に同代金相当額の損害を与える結果を招来することになることは容易に判断できるので、担当職員としては、厳にこれを回避しなければならない責務があることは言うまでもないことであり、故意または過失により、本件事業者に対し、市にとって不必要な工事を発注し、公金からその工事代金を支出すれば、いかに本件事業者が受注工事を約定どおりに施工したとしても、その成果は無用なものと評価され、市に対して、同代金相当額の損害を与えたことになり、市に対する損害賠償責任が問疑されなければならないことになるので、その発注事務の執行に関与した市職員の賠償責任を問疑する上では、発注に係る工事の必要性の有無に関する判断は重要な問題となる。

その観点から、本件代金過払等事案の各工事について、その工事発注の必要性を判断する要素を検討するに、その工事内容は、樹木伐採工事、根株除去工事および整地工事の3種類であり、

(ア) 樹木伐採工事については、樹木の存在を否定すべき要因の有無、樹木倒壊などの危険性の有無、樹木による衛生上の支障の有無、樹木が及ぼす管理上および人車通行上の支障の有無、樹木の存在が他に及ぼす影響の有無など

(イ) 根株除去工事については、根株存在による危険性の有無、根株存在が他に与える影響の有無、根株存在による支障の有無、根株存在の用地管理上および衛生上の問題の有無、その他根株除去の必要性の有無など

(ウ) 整地工事については、現状における危険性の有無、現状が他に与える影響の有無、現状による支障の有無、現状における用地管理上および衛生上の問題の有無、その他整地の必要性の有無などの諸事情を総合的に検討して、その必要性を判断することが肝要であると思料する。

この判断基準に基づいて、本件代金過払等事案の工事発注の必要性を個別に検討すると、不必要工事案件27件と一部不必要工事案件2件を除くその余の案件は、いずれも調査委員会の検討結果のとおり十分にその必要性が認められ、必要性の面では、その工事発注に特に問題はないものと認められる。

そこで、次に、調査委員会が工事の必要性がないと判断した不必要工事案件27件と一部不必要工事案件2件について、その判断の可否を検討する。

※ 一覧表の案件番号6, 10, 11, 29ないし32の7案件は、いずれも、調査委員会が、「将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採し」、その根株を除去したにすぎないものであることを理由として、工事施工の必要はなかったものと判断しているものであり、実際、当時は特に使用していなかった土地に生育していた樹木を伐採したり、その根株を除去したりした工事であったが、担当係職員が説明しているとおり、当時、地元住民から活用の要請が強く寄せられ、担当課においても、その活用を検討中であったものであり、具体的利用計画はなかったものの、将来の利用計画が全くなかったものではない上、仮に将来の利用計画はなかったとしても、市が当該樹木が生育する土地を保有・管理している以上は、周囲に及ぼす公衆衛生上の影響、通行人車に与える支障、樹木倒壊などの危険性や周囲に与える景観上の影響などがあれば、必要の程度に応じ、除草、剪定、伐採、根株除去または整地などを実施して管理すべき責務があることは多言を要するまでもなく明らかであるところ、上記案件番号6の案件は、杭に鉄線を張り巡らせた柵で囲まれた広い空き地の内部に生育していた樹木を伐採した工事、同10の案件は、その根株を

除去したにすぎない工事であり、これを伐採しなければならない事情は一切認められず、また、同 1 1 の案件は、同じ空き地内の通路際に生育していた樹木の枝葉が電線や防犯灯に掛かり危険な状態になっていたため伐採した樹木の根株を除去した工事であるが、その根株自体は空き地内部にあるため、他に何の支障を及ぼすものではなく、それを除去する必要は全くなかったものであり、いずれも施工の必要性は一切認められないとした調査委員会の判断は相当である。

また、案件番号 2 9 ないし 3 2 の各案件も、いずれも広い空き地の内部に生育する樹木を伐採し、その根株を除去した工事であるが、伐採した樹木の周辺には余裕がある空間があり、他に何らかの影響を与える事象は見当たらず、これを伐採しなければならない合理的な理由は全くないので、工事施工の必要性はないとした調査委員会の判断は相当である。

※ 一覧表の案件番号 1 4 , 5 3 ないし 5 5 の 4 案件は、調査委員会が、いずれも「公園内の植栽として活用していた樹木を伐採した」ものとして、その工事施工の必要性はなかったものと判断しているものであるが、その中、案件番号 1 4 の案件は、樹木が低木の植栽であったため、その植栽の中に恒常的にごみのポイ捨てがあり、衛生上悪影響を及ぼしている上、その植栽が焦げる小火が発生し、周辺で騒動が起きたこともあり、近隣住民から、衛生面や火災発生防止の観点から伐採するよう強い要請があり、公園内の植栽ではあったものの、衛生上の配慮や安全の確保などのため、伐採もやむを得ないものと判断して施工されたものであり、その工事施工には相応の必要性が認められると判断する。

しかし、その余の案件番号 5 3 ないし 5 5 の案件は、担当係職員自身も、その工事施工の必要性はないものと判断し、当初は、本件事業者からの要請を拒絶していた事実も認められ、その工事施工の必要性を認めるに足りる事情は何ら見当たらないので、調査委員会が工事施工の必要性はなかったと判断したことは正当なものとして是認できる。

※ 一覧表の案件番号 17 ないし 19, 27, 81, 82 の 6 案件は、調査委員会が、いずれも「通行上、支障のない樹木を伐採した」もの、または、「通行上、特に支障がない」樹木を伐採したものとして、その工事施工の必要性はなかったものと判断しているものであるが、その中、案件番号 17 と 18 の 2 案件は、道路脇の緑地帯に生育する大きい樹木を伐採した工事であり、枝葉が伸びると、人車の通行に支障が生じる状況になることは考えられるものの、その支障は剪定工事で十分に除去することができるものであり、あえて樹木本体を伐採するまでの必要性は毛頭ないものと認められ、他にそれを伐採しなければならない理由も一切見当たらないので、工事施工の必要性はないとした調査委員会の判断は相当である。

また、案件番号 19 の案件は、フェンスに囲まれた空き地内に生育する樹木 3 本を伐採した工事であるが、その中 1 本は、道路際に生育しており、人車の通行の障害となる状況であったため、伐採もやむを得ないと思料されるものの、残る 2 本は空き地の内部奥にあり、周囲に相当の余裕がある空間があるため、他に支障を与えるものは何ら認められず、これを伐採しなければならない理由は何ら見当たらない状況にあるので、その部分の工事施工の必要性はないとした調査委員会の判断は相当である。

さらに、案件番号 27 の案件は、前同様の緑地帯の除草と雑木伐採・根株除去を行った工事であるが、歩道に面する部分の雑草や雑木は、人の通行の障害になるので除草・伐採の必要があったものの、その他の部分の低木の伐採とその根株の除去までを行う必要性は認められず、その部分の工事施工の必要性を認めなかった調査委員会の判断は相当である。

しかし、案件番号 81 と 82 の 2 案件は、いずれも、団地内の共用通路や住宅自体に接近して生育した樹木を伐採した工事であるが、樹木が大きく生い茂っていたため、人の通行に大きい支障を及ぼしたり、住宅の壁面等に接する状態になるなどの支障が生じ、樹木自体を伐採しなければ、その支障を取り除くことができない状況があったと認め

られるので、それらの工事施工の必要性はあったものと判断する。

※ 一覧表の案件番号 39, 69 ないし 79 の 12 案件は、樹木伐採工事を終えた跡地の整地ないし根株除去の工事であり、調査委員会が、いずれも、その前提をなす樹木伐採工事自体が不必要なものであったと判定し、その「必要のない伐採工事の一連の工事である」整地または根株除去の工事にすぎないとの理由で、工事施工の必要性はなかったものと判断しているものであるが、同 39 の案件は不必要工事と認定した前記 17 および 18 の案件に係る土地を整地した工事であり、同 69 ないし 79 の各案件も前記 17 および 18 の案件により生じた根株を除去した工事であり、いずれも不必要工事とされる工事と一連の工事であるので、当然、それらと同様に必要性はないものと言わなければならない、その必要性が認められないとした調査委員会の判断は相当である。

これら検討の結果、調査委員会が不必要工事案件と認定した案件のうち、一覧表の案件番号 14, 81, 82 の 3 案件は、その工事発注の必要性が認められることから、不必要工事案件から除外するのが相当であると判断せざるを得ないので、結局、本件代金過払等事案のうち、真に不必要工事案件と認定できるものは、一覧表の案件番号 6, 10, 11, 17, 18, 29 ないし 32, 39, 53 ないし 55, 69 ないし 79 の 24 件、一部不必要工事案件と認定できるものは、案件番号 19, 27 の 2 件となり、その支払工事代金額の合計は、金 1, 037 万 8, 710 円となっている。

そして、調査委員会が不必要工事案件と認定したもののうち、その工事発注の必要性が認められた上記案件番号 14, 81, 82 の 3 案件については、次の代金過払案件とともに、その支払工事代金が適正であるか否かについて検討する必要がある。

イ 代金過払案件について

調査委員会は、事務処理済案件 82 件の全てについて、本件事業者が施工した各工事の工事金額を再積算して、適正と判断できる工事金額を算出し、これを本件事業者に支払った工事代金額と比較すること

によって、市から本件事業者に支払われた工事代金額が適正なものであったか否かを検討した上、その支払代金額が再積算金額を超えるものは代金を過払いしているものと判断し、その支払超過金相当額が市にとって損害となっているとしている。

一般的に、工事請負契約において、代金の過払いの現象が生じるのは、何らかの過誤のため、契約金額を超える金員が工事代金として支払われたことによる場合が多く、その場合は、工事代金として支払われた金額と契約金額を比較し、契約金額を基準として、それを超過して支払われている金員があれば、これを過払金とみる単純な計算により、その支払の相手方に対し、その過払金相当額を不当利得として返還請求をすることは比較的容易であろうが、工事代金として契約金額どおり支払いながら、その支払金の中に過払金があるとして、その支払の相手方に支払金の一部返還を求めるには、それ相当の根拠・理由がなければならず、当該契約が強行法規により無効とされたり、暴利行為など公序良俗違反や要素の錯誤などによる無効ないし詐欺または脅迫による取消により、その効力が否定されない限り、容易に認められるものではない。

しかし、工事請負契約が、工事発注者の被用者などの契約実務担当者によって行われる場合、その実務担当者は、工事発注者の利益を考え、適正な工事価格を超える工事代金額で工事を発注することは、工事発注者に損害を与えることになるので、厳にこれを回避し、適正な工事価格以下の工事金額で工事を発注すべき責務があることは明らかであり、誤って適正な工事価格を超過する工事代金額で工事を発注し、約定どおり工事代金を支払えば、発注者側は、適正な工事価格を超過して支払った金員相当額の損害を受ける結果を招来することになり、工事発注者が、契約の相手方である受注者に対して、適正な工事価格を超えて支払った超過支払金の返還を請求し得ない場合でも、工事発注者は、契約実務担当者に対し、上記不完全履行の債務不履行による損害として、超過支払金相当額の損害を賠償すべきことを請求することができることになろう。

そして、その損害の存否およびその金額を決定する上で、重要な基準となるのが適正な工事価格であり、調査委員会では、この工事価格を決定するため、(1)のエで明らかにした算定方法を採用している。

この工事金額の再積算は、前述のとおり、算定の基礎となるべき工事数量や工事施工に伴う廃棄物の処分数量などを正確に把握する資料がない案件が多く、その大部分は、現地調査や工事施工前後の写真など残された記録を基に推定計算するほかはないところ、調査委員会は、事前にそれら数量特定方法の基準を定め、これを全案件に客観的に適用して積算し、この工事数量等に乗じて工事金額を算定する単価も、他の地方自治体が公共工事などの工事費を算定する場合に使用している単価表の数値を採用するなど十分な検討を行った上で対処しており、その推定計算方法には、極めて高い合理性が認められ、この基準を用いて客観的に計算した工事金額は、一応適正なものとして信頼に値するものと思料する。(ただし、一覧表の案件番号2と13の2件の案件については、一部計算上の過誤があるので、その数値の一部を修正する必要がある。)

しかし、調査委員会は、この再積算に係る工事金額が絶対不変で確定的なもののように考え、その工事金額を超えて支払われている工事代金は全て過払いであると短絡的に判断し、その超過支払金相当額が市の損害になっていると結論付けているものの、その判断は、次の検討で明らかなおおりに早計にすぎて相当ではなく、にわかに肯定することはできないものと思料する。

すなわち、調査委員会で再積算した工事金額は、前述のとおり、推定計算により算出されたものにすぎず、その算定方法がいかに合理的なものであると認められるとしても、その計算方法により得られた数値は、絶対不変のものではなく、一応の信頼性が認められる相対的な数値にすぎず、支払済みの工事代金額が適正なものであるか否かを判断する一応の目安となる比較材料とはなり得るものの、それを超過した支払済工事代金が直ちに過払いであると決めつけることができるほどの絶対的な尺度となる確定的な基準金額となるものとはまでは評

価し難く、過払いによる損害金額を決定する基準として再積算に係る工事金額を利用するには、相応の許容範囲の誤差を考慮する必要があるものとする。

再積算に係る工事金額が、計算の基礎となる数量把握から単価採用に至る広い範囲の推定計算によるものであることを考えると、その計算方法がいかに合理的で信用に値するものであるとはいえ、相当幅の誤差が考えられ、その誤差の許容範囲を判断する的確な基準は見当たらないものの、信義則上、その誤差の範囲は上下10パーセントを超えるものではないものと思料する。

そうすると、本件代金過払案件の過払いの有無およびその金額を判断するに当たって、その許容範囲の誤差を最大10パーセントとみて、再積算に係る工事金額の1.1倍の金額を基準として、これを超過する金額の工事代金が支払われている案件を代金過払案件として取り扱い、その超過支払金相当額が市の受けた損害と判断することが相当であるとする。

かかる観点から、調査委員会が代金過払案件に該当すると判断した一覧表掲示の案件を個別に検討すると、案件番号の1ないし3, 5, 7ないし9, 12, 33の9件は、支払済工事代金額が再積算に係る工事金額より低額であったり、同額であるか、高額であっても同工事金額の10パーセント高までの範囲にとどまるものであり、いずれも代金過払案件として取り扱うことは相当でないものとする。

また、調査委員会が不必要工事案件に該当すると判断していたものの、その工事の必要性は認められるとして、不必要工事案件から除外した案件番号14, 81, 82の3案件は、支払済工事代金額が再積算に係る工事金額の10パーセント高の金額を超えており、代金過払案件として取り扱うのが相当である。

以上の判定の結果、本件代金過払等事案のうち、代金過払案件として取り扱うべき案件は、一覧表の案件番号4, 13ないし16, 19の必要工事部分, 20ないし26, 27の必要工事部分, 28, 34ないし38, 40ないし52, 56ないし68, 80ないし82の

49件となり、その過払金の合計は金1,102万6,640円となる。

ちなみに、本件代金過払等事案の中には、支払工事代金額が再積算に係る工事金額の(1-0.1)倍の金額より低く、代金過少払案件とも言うべき案件も認められ、公平の観点から、これを集計すると、一覧表の案件番号1,5の2件あり、その過少払いに係る金額の合計は、金18万1,145円となっている。

ウ 未発注案件について

未発注案件18件は、いずれも本件事業者が、市側からの工事発注の事務執行手続が執られないまま、工事に着手し、既に工事を完了させており、そのうち11件は、市に対し、工事代金の支払を求めて請求書を提出し、残る7件は、市に工事完了の報告をしているものである。

本件事業者は、かねてから担当課が事務執行を行う市営住宅内樹木伐採等工事を自ら持ち込む地元要望に基づき発注させ、1者独占的に受注してきた経緯があり、しかも受注工事の中には、工事発注の事務執行手続がまだ執られていない段階から工事受注を見越して、工事に着手し、その後に行われた発注の事務執行を待って、工事しゅん工に伴う工事代金請求の手続を執ることで対処してきた実例があったことを由として、工事発注の事務執行が全くなされていないまま、未発注案件の各工事を施工し、これをしゅん工させているものである。

担当課が事務執行した市営住宅内樹木伐採等工事は、本件事業者の担当課に対する積極的な働きかけにより、平成21年度以降、件数・金額ともに顕著な増加をみており、担当課では、本件事業者が持ち込む地元要望の工事を当該年度の予算内で対応することができなくなり、その事情を本件事業者側に説明して、理解を促したところ、本件事業者は、翌年度予算で対応することは了解したものの、工事自体は当該年度に施工し、その事務執行手続だけを翌年度に順延させて対応することを強く求め、市側の了解を取ることなく、翌年度における工事発注の事務執行を期待して、自らの判断で、先行的に工事に着手し、

それをしゅん工させていた事実があったことも、未発注代金請求案件や未発注工事済案件の発生を助長する事情の一つと考えられる。

しかし、未発注案件について、本件事業者において、従前の経緯等により、発注に関する事務執行手続が行われないうまま、工事を施工しても、後年度に工事発注の事務執行が行われ、爾後の処理手続により工事代金の支払を受けることができるという期待があったとしても、それは本件事業者が自己中心的な思考により独善的になしたものにすぎず、その期待には何ら合理性・妥当性・相当性は認められないものであり、何らの効果をもたらすものでもないと考える。

してみると、未発注案件については、いずれも、本件事業者が、いかに将来の工事受注を期待していたとはいえ、市が発注の事務執行を行わない限り、いまだ市と本件事業者の間には何らの契約も成立しておらず、両者間には何らの債権債務もないと考えられるので、市が本件事業者に対して工事代金を支払わなければならない責務はないものと言え、市は、本件事業者が未発注案件の各工事を施工したことについては何らの損害も受けていないことになる。

しかし、市は、未発注案件の各工事について、その工事施工の必要性を認めているので、本件事業者による未発注案件の工事施工により再積算した工事金額合計金419万1,600円相当の利益を受けていることは否定し難く、本件事業者から、その受益について不当利得返還請求を受ければ、これを返還すべき債務が生じる可能性は出てくる。

また、その反面、本件事業者が未発注案件の各工事を施工したことにより、市に何らかの損害を及ぼす結果を惹起しておれば、市は、本件事業者に対し、その損害を賠償すべきことを請求し得るものと思料するが、市に格別の損害が生じていると認めるに足りる証拠は何らなく、損害賠償の問題は生じないものと思料する。

(6) 本件代金過払等事案の工事に係る工事請負契約の法的効力と担当職員 の責任

本件代金過払等事案のうち不必要工事案件に係る工事請負契約につ

いては、いずれも、工事受注を希望する本件事業者側に高圧的態度が見受けられるなど芳しからざる事情があることなど、契約締結に至る経過および契約内容などには問題がないとは言えないものの、担当課による事務執行により、一応、適正に工事請負契約が成立しており、その契約に係る工事が市にとって必要性のないものであったとしても、(5)のアで明らかにしたとおり、その一事だけをもって、その契約を無効として、その効力を否定することはできないと思料されるので、その相手方である本件事業者に対し、既に支払った工事代金の返還を請求することは困難であると考えられる。

してみると、不必要工事案件によって市が受けた損害は、市にとって必要性がなく無用な工事を発注して市に損害を及ぼす結果を惹起した担当職員の責任に帰着することになる。

また、代金過払案件に係る工事請負契約についても、市と本件事業者の間には、一応、担当課の事務執行により工事請負契約が成立しており、契約締結に至る経過には不必要工事案件における事情と同様な事情が見受けられるものの、その事情が契約の効力に消長を来す効果をもたらすまでのものとは認め難く、その契約の効力を特に否定すべき事由も見当たらない以上、その契約の中に、約定の工事代金が発注者側の精算により過払いと判明した場合は過払部分に相当する工事代金を返還しなければならないという特約でもない限り、発注者である市が、当然に、再積算した工事金額を超過する工事代金部分の返還を一方的に請求する権利があるとは認め難く、その請求をすることは困難であると思料するが、その過払いに関与して市に損害を与えた担当職員には、その損害を賠償すべき責任問題が問疑されなければならないこととなる。

そして、未発注案件に係る工事については、既に検討したとおり、いまだ担当課の事務執行による工事発注がなく、市と本件事業者の間には、工事請負契約は成立していないと考えられるので、何らの債権債務もないと言わなければならない、いかに本件事業者が市のために工事を施工しているとはいえ、市が本件事業者に工事代金を支払わなけ

ればならない法的責務はないということになるだろうが、市は、その工事が市にとって必要な工事であることを認めているので、その工事により市に受益がある限度において、その利得相当額を返還すべき債務を負わなければならないことになることも考えられよう。

(7) 本件代金過払等事案の発生原因と責任の所在

代金過払等事案が発生した原因としては、次のとおり人為的な原因と制度上の原因が考えられる。

ア 人為的な原因と責任の所在

(ア) 内部的要因と責任

代金過払等事案の事務執行に関与した市職員は、いずれも市に任用された地方公務員であり、地方公務員法の適用を受けるものであるところ、同法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定するとともに、同法第32条は、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定し、職務専念義務や法令遵守などの義務を課している。

そして、法第2条第14項および同第232条第1項ならびに地方財政法第4条第1項は、地方自治体の職員等が、その職務を遂行するに当たって、必要な経費を支出する場合は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を規定しており、いやしくも公金から無用または過剰な費用を支出して地方公共団体に損害を生じさせることがないように万全の配慮をなすべきことが強く要請されている。

したがって、市職員は、その職務である市の事務執行を遂行するに当たっては、市に対し、当然、これら職務上課せられた義務を全うすべき責務を負うものであり、その責務に違反し、市に損害を生じさせたときは、当然、市に対する賠償責任が問題となる

が、地方公務員法は、この点に関する一般的規定は何ら設けておらず、法第243条の2第1項が、支出負担行為などの権限を有する職員またはその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが、故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない旨規定しているにとどまっている。

市とその職員の関係は、公法上の関係であり、使用者と被用者との労働契約のような私法上の契約関係と全く同様に見ることには問題があるものの、任命の主体と任命を受けた者との合意を前提としている以上、広義の契約的関係の要素をも含むものと考えるのが相当であり、市職員は、市に対し、信義誠実の原則にのっとり、地方公務員法等に定められた義務を全うし、最善を尽くして職務を履行すべき債務があり、法第243条の2第1項に定める職員以外の一般職員がその債務の履行を怠り、市に損害を生じさせたときは、民法第415条の規定により、当然、市に対し、不完全履行として債務不履行による損害賠償の責任を負わなければならないことになろう。

この観点から、次に、代金過払等事案に関与した市職員の職務執行状況とそれに伴う責任問題を検討する。

a 担当係職員について

担当係職員は、市の職員として、(4)のとおり、それぞれ代金過払等事案の事務執行を担当しているが、これは担当課長など上司の個別的または包括的な指示によるものであり、具体的には、市営住宅の住居者やその隣人などからの地元要望の受付、それに基づく現地調査から予定価格の設定、業者の選定および決定、発注簿による工事発注などの課内手続、完成工事の検査、工事費の確定、本件事業者から提出される見積書および請求書の受理ならびに工事代金支出手続までの事務を分掌しており、その職務の遂行に当たっては、上記法令に定められている責務を忠実に遂行し、

いやしくも市公金から無用または過剰な費用を支出して、市に損害が生じることがないように万全の配慮をなすべき職務上の責務があるのに、これを怠り、本件不必要工事案件については、本件事業者側からの強硬な工事施工要請を拒み切れず、これを鵜呑みにして、その工事施工の必要性の検討を十分になさないまま、不必要な工事まで施工することを決め、代金過払案件については、本来は本件事業者側が作成すべき見積書を本件事業者に代わって作成する便宜な取扱いをした上、自らの権限と責任において、厳正かつ適正に決定すべき予定価格の設定を本件事業者との協議に委ね、その希望意見を聞いて調整しながら設定し、適正価格を超過する設定価格で工事を発注・施工させ、その発注価格を工事代金として市公金から支出して支払う手続を行うなど、上記責務に違反する職務執行をなし、市にとって無用ないし過剰な公金支出を余儀なくさせ、その支出金相当の損害を与えているものと認めざるを得ない。

してみると、担当係職員は、民法第415条の規定により、不完全履行による債務不履行として、市に対し、それによる損害を賠償すべき債務があるものと言わなければならない。

b 担当課長・担当課長補佐・担当係長について

担当課長は、前述のとおり、1件50万円以下の工事について専決決裁権を有し、高松市事務分掌条例に基づく高松市事務分掌規則により、上司の命を受けて、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する職務を担っているものである。

そして、担当課長補佐は、同規則により、上司の命を受け、担当課長を直接補佐して、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する職務を担い、担当係長は、同規則により、上司の命を受けて、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する職務を担当しているものであり、共に本件代金過払等事案に係る工事の事務執行を担当する係職員を適切に指揮し、その事務が適正かつ妥当に遂行していることを常に監督すべき責務を担う一方、高松市事務決裁規

程の規定により、いずれも、課長が有する上記専決決裁権を代理決裁する権限を有し、高松市賠償責任を有する職員の指定に関する規則により、法第243条の2第1項後段に規定する損害賠償責任者に定められている。

本件代金過払等事案に係る工事については、前述のとおり、担当係職員が、長期間継続的に、対応困難な受注者を相手とする折衝に難渋しており、市の本件事業者に対する工事発注は件数・金額ともに激増の一途をたどりつつある中、その対応を担当係職員だけに任せておけば、工事受注事業者の強硬な工事施工要請を拒み切れず、適正・妥当な事務執行を期することが困難な状況にあったことは、その上司である担当係長や担当課長補佐さらには担当課長にも、十分認識できたはずであるところ、それら上司は、担当係職員からの相談や要請を受けた場合に、それに応じて適切な措置を講じたことはあるものの、全般的には、いずれもその対応を担当係職員に一任し、万全な指導・監督をするには至っておらず、そのため担当係職員が対応困難な相手方の強い要望に押し切られ、市にとって施工不必要な工事を発注して、その代金を市の公金から支出して支払ったり、適正な工事金額を超過する工事代金で工事を発注して、適正な工事金額を超過する代金部分までも市の公金から支出して支払うという不適正かつ不当な事務執行をしたことを防がなかった重大な過失により、市に対して、それら公金支出額相当の損害をもたらす結果を招来したものと判断せざるを得ない。

してみると、担当課長・担当課長補佐・担当係長の職にあった者は、いずれも、法第243条の2第1項後段の規定により、市に対し、担当係職員とともに、それによる損害を賠償すべき債務があるものと言わなければならない。

c その他の上司職員

担当課長の上には、都市整備局長などの上司がおり、高松市事務分掌規則の規定により、同上司も、担当課長など所属職員を指

揮監督すべき職務を担っているの、当然、その職務を誠実に履行すべき責務があるものであるが、日頃の通常職務や毎月行われる定例課長会議等の会議などを通じ、所属職員に対し、局内事務全般の適正かつ妥当な処理を図ることを推奨するとともに、必要に応じて具体的指揮監督を遂行しており、その職務執行に万全を期している。

これら上司は、本件代金過払等事案について、これが発覚するまで、その発生を一切覚知しておらず、同事案の発生を防止する措置は何ら講じていないが、本件代金過払等事案に係る1件50万円以下の工事は、前述のとおり、担当課長の専決決裁により全ての事務執行がなされ、その段階で完結するので、担当課長以下の職員を指揮監督すべき立場にある上司は、同工事に関する事務処理状況を関知する機会はなく、本件代金過払等事案の発生を覚知するすべはなかったものと見るのが相当であり、これを覚知せず、何らの措置も講じなかったことに何ら責められるべき問題はなかったものと考えられ、本件代金過払等事案の発生を知らず、その発生を回避する措置を何ら執っていないとしても、特に責められるべき問題はないものと認められ、法的責任はないと言えよう。

(イ) 外部的要因

本件代金過払等事案に係る工事の発注先は、特定の事業者1者に集中しているが、本件事業者は、前述のとおり、市営住宅の居住者で、その管理人を務める傍ら、地元自治会の会長や民生委員をも務め、市営住宅の維持・管理に直接または間接的な利害を有し、市に対して各種要望や陳情をなす立場を共有する一方、市から同工事を受注して施工する事業者としての立場も共有している者であるところから、市に対して、本件代金過払等事案に係る工事の施工を地元住民などの要望として自ら具申し、その工事を自らが受注することを要求しているものであり、市の担当職員がその具申や要求に応じる態度を示さないときは、直ぐに大声を出し

て威嚇するなど高圧的態度をとることを常とする対応困難な人物であり、その外部的な事情が本件代金過払等事案の発生・拡大の大きい要因の一つとなっているものと考えられる。

イ 制度上の原因

市は、50万円以下の少額工事について、事務執行の効率化・簡便化などの観点から、前述のとおり、発注簿による簡易な発注手続を認め、工事発注についての執行伺を省略することができるとしている上、これを随意契約で対処することができるとし、その決裁手続も支出負担行為と支出命令を1回で同時処理することができる事務処理を容認しているが、その事務執行の適正性を規制する機能が欠如しており、それが本件代金過払等事案の発生・拡大を助長する原因の一つになっていることは否定し難く、この制度上の欠陥も、本件代金過払等事案発生を許した原因の一つとなっているとみることができる。

(8) 本件代金過払等事案により市に生じた損害総額

本件代金過払等事案により、市に生じた損害総額は、次のとおりである。

- ア 不必要工事案件24件で、合計金982万2,500円
- イ 一部不必要工事案件2件（不必要工事部分）で、
合計金55万6,210円
- ウ 代金過払案件49件で、合計金1,102万6,640円
総合計金2,140万5,350円

(9) 市関係職員の法令違反行為に基因する市の損害額

本件代金過払等事案の発生により、市には、(8)で明らかにしたとおり、多額の損害が生じているが、その原因は、(7)で明らかにしたとおり、本件代金過払等事案の事務執行を担当した市関係職員の職務懈怠による法令違反行為という人為的な要因によるところが大ではあるものの、全工事を独占的に受注した対応困難な本件事業者側の高圧的な態度による受注活動などの外部的な要因や市の50万円以下の少額工事発注に関する決裁簡素化における制度上の原因なども競合しており、その損害の全てが上記市関係職員の職務懈怠による法令

違反行為に基因するものとは認め難く、割合的認定により、上記市関係職員の職務懈怠による法令違反行為による損害額を決定するほかはないが、信義則に照らして、上記各発生原因に占める市関係職員の行為の比重を考えると、市に生じた損害総額 2, 140 万 5, 350 円の 50 パーセントに相当する金 1, 070 万 2, 675 円は、上記市関係職員の職務懈怠による法令違反行為に基因する損害と認めるのが相当であると判断する。

2 監査委員の判断

(1) 市関係職員の市に対する損害賠償責任の有無について

監査対象の市関係職員の市に対する損害賠償責任については、既に「監査により認められた事実」の(7)のアで明らかにしたとおり、本件代金過払等事案に係る各工事の発注などの事務執行に関与した担当係長、担当課長補佐および担当課長には、いずれも、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による賠償責任として、担当係職員には、民法第 415 条の規定により、不完全履行の債務不履行による損害賠償責任として、それぞれが実質的に関与した工事により市に与えた損害を各自賠償すべき責任があるが、その余の市職員には特に債務不履行など損害賠償すべき法的事由は認められず、その責任はないものと判断する。

ア 担当係職員が賠償責任を負うべき工事案件

元担当係職員・Fは、一覧表の案件番号 6, 10, 11, 17, 18 の各不必要工事案件および案件番号 4, 13, 14, 15, 16 の各代金過払案件に係る損害について賠償責任がある。

前担当係職員・Gは、一覧表の案件番号 29 ないし 32, 39, 53 ないし 55, 69 ないし 79 の各不必要工事案件および案件番号 19, 27 の一部不必要工事案件の各不必要工事部分ならびに案件番号 19 の必要工事部分, 20 ないし 26, 27 の必要工事部分, 28, 34 ないし 38, 40 ないし 52, 56 ないし 68, 80 ないし 82 の各代金過払案件に係る損害について賠償責任がある。

イ 担当係長が賠償責任を負うべき工事案件

前担当係長・Eは、担当係職員・Fと同Gの両名が損害賠償責任を負うべき上記工事全部に係る損害について賠償責任がある。

ウ 担当課長補佐が賠償責任を負うべき工事案件

元担当課長補佐・Cは、元担当係職員・Fが損害賠償責任を負うべき上記各工事に係る損害について賠償責任がある。

前担当課長補佐・Dは、前担当係職員・Gが損害賠償責任を負うべき上記各工事に係る損害について賠償責任がある。

エ 担当課長が賠償責任を負うべき工事案件

元担当課長・Aは、元担当係職員・Fが損害賠償責任を負うべき上記各工事に係る損害について賠償責任がある。

前担当課長・Bは、前担当係職員・Gが損害賠償責任を負うべき上記各工事に係る損害について賠償責任がある。

(2) 市関係職員が市に対して支払うべき損害賠償金額について

監査対象の市関係職員7名は、いずれも、(1)のアからエまでに述べたとおり、各自、関与した工事に係る損害について、他の関与関係職員と連帯して、賠償すべき責任があるが、その負担割合は、それぞれの職分、損害の発生原因における各自の関与の程度・態様など諸般の状況を斟酌し、信義則上、担当係職員が3分の1、その上司である中間管理職の担当係長と担当課長補佐の両名で3分の1、上記各工事に専決権を有する担当課長が3分の1を負担するのが相当であり、担当係長と担当課長補佐の負担割合は、各2分の1宛てとするのが相当であると考えらる。

この観点から、監査対象の市関係職員7名につき、各自の賠償額を計算すると、次のとおりとなる。(なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定により、1円未満の端数は切り捨てるものとする。)

ア 元担当係職員・Fは、市に対し、金45万7,851円を支払うべき債務がある。

イ 前担当係職員・Gは、市に対し、金310万9,706円を支払う

べき債務がある。

ウ 前担当係長・Eは、市に対し、金178万3,779円を支払うべき債務がある。

エ 元担当課長補佐・Cは、市に対し、金22万8,925円を支払うべき債務がある。

オ 前担当課長補佐・Dは、市に対し、金155万4,853円を支払うべき債務がある。

カ 元担当課長・Aは、市に対し、金45万7,851円を支払うべき債務がある。

キ 前担当課長・Bは、市に対し、金310万9,706円を支払うべき債務がある。

なお、上記損額賠償については、各公金支出日から支払済みに至るまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払も合わせて請求すべきである。

3 監査の結果に付する監査委員の意見

本件代金過払等事案について、市は、この監査結果に基づき、損害賠償責任を有する職員等に対し、賠償金を請求することによって、その損害を回復し、経済的には一応の解決を図ることができるであろうが、行政執行面では、なお解決しなければならない問題を多く抱えていると思料するので、以下、それら課題について意見を述べる。

(1) 本件代金過払等事案は、全て特定の本件事業者側から持ち込まれた施工要望に基づき発注された工事であり、その受注は本件事業者1者に独占され、施工の必要のない工事や工事代金額が適正な工事金額を大幅に超過する工事までも発注して、市に多大の損害をもたらす結果を惹起しているが、その原因の一つは、そのような本件事業者の専横を許容した担当課職員等の対応姿勢にあるものと考えられる。

この本件事業者は、市営住宅の居住者で、その管理人にも任命され、地区の自治会長や民生委員などを長く務めている関係で、市営住宅の状況を常に詳しく把握しており、自ら清掃や樹木伐採業などを営んでいる

ところから、市営住宅の管理・整備に関する事務を取り扱う担当課に足繁く出向き、その担当職員に対し、市営住宅の居住者や近隣の住民等から市営住宅内の樹木伐採等工事の施工要望があることを具申して、自分に同工事を発注するよう要請し、担当職員がその要請に即応する態度をとらなければ、大声を出し、高圧的態度に出ることが多く、自分の要請が聞き入れられるまで何回も執拗に、これを繰り返すことにより、長期間にわたって、1者独占的に同種工事を受注していた者であり、その対応が極めて困難な人物であると認められるが、その故をもって、市職員の本件事業者に対する迎合的な事務処理態度が是認されるものでは決してなく、相手はともあれ、市およびその職員が厳正に対応していれば、代金過払等事案の発生を未然に防止できていたことが容易に推認できるところであり、その再発防止のためには、その原因が市およびその職員自体の問題にあるとの前提に立ち、次のような多角的な対策を講ずることが有効であると考えます。

ア 事務執行に関する基本的な姿勢・方針の樹立

市営住宅の管理・整備に関する事務は、担当課が所掌する主要な事務であり、本来、その事務を遂行するについては、専ら居住者や近隣住民の要望を待って樹木伐採等工事を企画・施工するなどの受動的な事務執行を執るべきではなく、常に、自ら積極的に市営住宅の状況を十分に調査・把握し、必要な樹木伐採等工事を計画的に施工する計画を立て、主導的・積極的にその工事を企画・施工する事務執行の基本的体制が整っていれば、居住者や近隣住民側から樹木伐採等工事の要望が出ることも少なく、仮に要望が出てくることがあったとしても、市側で主導的な対応をとることができ、代金過払等事案に見られるような本件事業者と担当課職員との不自然な関係の発生を防止できるものと考えられ、まずは担当課における事務執行の基本的姿勢・方針を改め、確固たる方針を確立することが肝要であると思料する。

イ 職員の倫理意識の向上とコンプライアンス研修実施の必要性

事務執行の基本的方針を樹立した上で、担当職員が、その相手方がどのような対応困難な人物であれ、法令等にのっとり、公正・公平に

して適正な事務執行に当たり、毅然とした態度で対処すれば、本事案のような事態の発生を防止できたはずであり、職員自身による不断の倫理意識向上の努力とこれを助長する市当局の職員に対するコンプライアンス研修の実施などが必要であろう。

ウ 職務執行体制の強化

本件代金過払等事案では、担当課において、対応困難な本件事業者に対する対応が専ら担当係職員の単独で行われ、担当係職員を指揮監督すべき立場にあった上司職員等において、担当係職員が本件事業者との折衝に苦慮している状況を知り得た事情が認められたにもかかわらず、他の職員を援助させたり、自ら援助・助言したりする適切な措置を執っていないため、担当係職員が孤立化したことも、本件事業者の専横を許容する結果を招来した要因の一つと考えられるので、あらかじめ、かかる対応困難な相手方との折衝には、複数人対応ないし担当課全体対応で臨むという体制を構築しておくことも有効であると思料する。

エ 要望受付窓口事務と工事発注等事務の担当分離

担当課において、要望などの受付窓口事務と工事の企画・施工の事務担当職員が同一人であったことも、事態拡大の要因の一つであったと見ることができるので、人事構成上、可能であれば、両事務担当者の分離・独立も有効に機能するものと考えられ、検討の要がある。

オ 総合職務相談室などの新設

最後に、総合的観点から、所属組織内では相談・指導を受け難い職務上の悩みを相談できる総合職務相談室（任期付職員として弁護士を採用することで多角的機能を発揮させることもできる）の設置、外部有識者による公益通報受付窓口制度の創設なども、同種事案発生防止に大きく寄与するものとして期待することができると思われるので、その導入を検討することも有意義であろう。

(2) 次に、本件代金過払等事案が、長期間、反復・継続して発生している原因には、50万円以下の少額工事について、発注簿による簡易な発注を認め、これを随意契約で対処することができるとしている上、それ

に対するチェック機能が欠如している制度上の問題も大きく影響しているものと考えざるを得ないと思料されるので、その制度上の欠陥を補正する必要があると思料されるところ、市においては、既に、

ア 1件50万円以下の工事に関する発注簿処理事務の執行方法を改善し、それに対するチェック機能の充実・強化を図るとともに、工事の分割発注を厳禁するために、高松市契約規則や発注簿等財務処理要領を抜本的に改正している

イ 随意契約による弊害を排除するために、高松市随意契約ガイドラインを制定している

ウ 1者随意契約に関する契約手続の透明性および公平性を図るために、随意契約の公表制度を導入する高松市特命随意契約公表要綱を定めている

エ 迅速な事務処理が要請される緊急工事に対応するための方策として、高松市緊急工事事務処理要領を定める

など、再発防止のため必要な措置を着実に講じており、相応の効果が期待できる状況にあるが、今後は、時宜に応じて適切に、その成果を十分に検証する必要がある。

高松市営住宅内樹木伐採等工事費に係る調査結果

別紙

(単位：円)

案件No.	支払年度	件名	工事内容	工事の必要性等			工事代金 A	再積算 B	差 (B - A)	備考、特記事項 (Ⅰ)不必要分 (Ⅱ)必要分 (Ⅲ)未払の必要分	監査結果		
				必要性	緊急性	不必要な理由					不必要工事案件 誤払金額	代金過払案件	
												許容額上限 C (B × 1.1)	過払金額 A > Cの場合 (A - C)
1	H21	あかつき団地樹木伐採工事	伐採	○	○		88,200	119,700	31,500	(Ⅱ)			
2	H21	あかつき団地樹木撤去工事	伐採 根株除去	○	×		289,800	278,250	▲ 11,550	(Ⅱ)		296,835	
3	H21	旧勅使町大隈団地樹木伐採工事	伐採	○	○		300,300	315,000	14,700	(Ⅱ)			
4	H21	あかつき団地5, 6棟樹木, 雑草撤去工事	伐採 草刈	○	○		323,000	197,400	▲ 125,600	(Ⅱ)		217,140	105,860
5	H21	あかつき団地樹木根株除去工事	根株除去	○	×		412,000	637,350	225,350	(Ⅱ)			
6	H21	旧勅使町大隈団地内南西樹木伐採工事	伐採	×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	320,000	312,900	▲ 7,100	(Ⅰ)	320,000		
7	H21	あかつき団地外1団地樹木撤去その他工事(H21)	伐採 根株除去 整地	○	×		363,300	363,300	0	(Ⅱ)			
8	H21	あかつき団地樹木撤去工事(H21)	伐採	○	×		327,600	327,600	0	(Ⅱ)			
9	H21	旧大隈団地跡地外柵改修工事(H21)	柵設置	○	○		182,700	182,700	0	(Ⅱ)			
10	H22	旧勅使町大隈団地内南西樹木根株除去工事	根株除去	×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	417,000	531,300	114,300	(Ⅰ)	417,000		
11	H22	旧勅使町大隈団地内北東樹木根株除去工事	根株除去	×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	445,000	353,850	▲ 91,150	(Ⅰ)	445,000		
12	H22	あかつき団地6棟樹木除去工事	伐採 根株除去	○	×		490,000	505,050	15,050	(Ⅱ)			
13	H22	あかつき団地3棟公園藤棚撤去工事	藤棚撤去 伐採 根株除去	○	×		491,000	191,100	▲ 299,900	(Ⅱ)		212,520	278,480
14	H22	あかつき団地3棟公園樹木除去工事	伐採 根株除去	×	×	公園内の植栽として活用していた樹木を伐採した。	489,000	284,550	▲ 204,450	(Ⅰ)		313,005	175,995
15	H22	あかつき団地公園カイズ力伐採工事	伐採	○	×		306,000	206,850	▲ 99,150	(Ⅱ)		227,535	78,465
16	H22	あかつき団地公園樹木根株除去工事	根株除去	○	○		429,000	207,900	▲ 221,100	(Ⅱ)		228,690	200,310
17	H22	あかつき団地5棟緑地帯北樹木伐採工事	伐採	×	×	通行上、支障のない樹木を伐採した。	343,000	227,850	▲ 115,150	(Ⅰ)	343,000		
18	H22	あかつき団地5棟緑地帯南樹木伐採工事	伐採	×	×	通行上、支障のない樹木を伐採した。	383,000	265,650	▲ 117,350	(Ⅰ)	383,000		
19	H22	あかつき団地6棟樹木伐採工事	伐採	△	○	通行上、支障のない樹木を伐採した。	148,740	57,750	▲ 90,990	(Ⅱ)		63,525	85,215
							226,260	73,500	▲ 152,760	(Ⅰ)	226,260		
20	H22	あかつき団地6棟樹木根株除去工事	根株除去	○	○		454,500	206,850	▲ 247,650	(Ⅱ)		227,535	226,965
21	H22	あかつき団地6棟西側フェンス雑草撤去工事	草刈	○	○		283,500	77,700	▲ 205,800	(Ⅱ)		85,470	198,030
22	H22	あかつき団地6棟南側ネジ木伐採工事	伐採	○	○		384,000	127,050	▲ 256,950	(Ⅱ)		139,755	244,245
23	H22	勅使町元大隈団地除草・雑木伐採工事	草刈	○	○		247,100	111,300	▲ 135,800	(Ⅱ)		122,430	124,670
24	H22	あかつき団地5棟公園内樹木根株除去工事	根株除去	○	○		497,500	177,450	▲ 320,050	(Ⅱ)		195,195	302,305
25	H22	旧勅使町大隈団地除草清掃工事	草刈	○	×		462,000	368,550	▲ 93,450	(Ⅱ)		405,405	56,595
26	H22	あかつき団地3棟公園雑木伐採根株除去工事	根株除去 整地	○	○		477,000	81,900	▲ 395,100	(Ⅱ)		90,090	386,910
27	H22	あかつき団地5棟東緑地帯除草雑木伐採根株除去工事	伐採 根株除去	△	○	通行上、支障のない部分まで伐採した。	48,050	15,750	▲ 32,300	(Ⅱ)		17,325	30,725
							329,950	108,150	▲ 221,800	(Ⅰ)	329,950		
28	H22	あかつき団地3棟公園雑木伐採根株除去工事	伐採 低木伐採	○	○		407,200	235,200	▲ 172,000	(Ⅱ)		258,720	148,480
29	H22	勅使町元大隈団地雑木伐採根株除去工事(1期)	伐採 根株除去	×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	378,000	563,850	▲ 1,012,250	(Ⅰ)	378,000		
30	H22	勅使町元大隈団地雑木伐採根株除去工事(2期)		×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	421,000				421,000		
31	H22	勅使町元大隈団地雑木伐採根株除去工事(3期)		×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	398,000				398,000		
32	H22	勅使町元大隈団地雑木伐採根株除去工事(4期)		×	×	将来にわたって利用計画がなく、管理上も支障がない樹木を伐採した。	379,100				379,100		
33	H22	旧勅使町大隈団地伐採処分工事	残物処理	○	○		30,000	30,000	0	(Ⅱ)			

案件No.	支払年度	件名	工事内容	工事の必要性等			工事代金 A	再積算 B	差 (B - A)	備考, 特記事項 (Ⅰ)不必要分 (Ⅱ)必要分 (Ⅲ)未払の必要分	監査結果		
				必要性	緊急性	不必要な理由					不必要工事件件	代金過払案件	
											誤払金額	許容額上限 C (B × 1.1)	過払金額 A > Cの場合 (A - C)
34	H22	旧勅使町大隈団地外柵設置工事	柵設置	○	○		479,900	214,200	▲ 265,700	(Ⅱ)		235,620	244,280
35	H22	市営勅使町田中団地樹木伐採工事	伐採	○	○		342,300	156,450	▲ 185,850	(Ⅱ)		172,095	170,205
36	H22	あかつき団地5棟緑地帯残財物撤去工事(1期)	残物処理	○	×		490,000	79,800	▲ 740,200	(Ⅱ)		87,780	732,220
37	H22	あかつき団地5棟緑地帯残財物撤去工事(2期)		○	×		330,000						
38	H22	あかつき団地5棟緑地帯(北, 南)伐採清掃工事	伐採	○	×		379,700	86,100	▲ 293,600	(Ⅱ)		94,710	284,990
39	H22	あかつき団地5棟緑地帯(北中北)(南中南)清掃残土処分工事	整地	×	×	必要がない伐採工事の一連の工事である。	230,000	164,850	▲ 65,150	(Ⅰ)	230,000		
40	H22	市営勅使町田中団地55号58号樹木伐採工事(1期)	伐採	○	○		423,200	270,900	▲ 961,800	(Ⅱ)		297,990	934,710
41	H23	市営勅使町田中団地55号58号樹木伐採工事(2期)		○	○		410,900						
42	H23	市営勅使町田中団地55号58号樹木伐採工事(3期)		○	○		398,600						
43	H23	市営勅使町田中団地1号前樹木伐採工事(1期)	伐採	○	○		478,500	732,900	▲ 1,717,100	(Ⅱ)		806,190	1,643,810
44	H23	市営勅使町田中団地1号前樹木伐採工事(2期)		○	○		492,600						
45	H23	市営勅使町田中団地1号前樹木伐採工事(3期)		○	○		489,400						
46	H23	市営勅使町田中団地1号前樹木伐採工事(4期)		○	○		497,200						
47	H23	市営勅使町田中団地1号前樹木伐採工事(5期)		○	○		492,300						
48	H23	あかつき団地5棟137号根株除去・整地工事	根株除去 整地	○	○		399,800	65,100	▲ 334,700	(Ⅱ)		71,610	328,190
49	H23	あかつき団地5棟137号前樹木伐採工事	伐採	○	○		260,400	60,900	▲ 199,500	(Ⅱ)		66,990	193,410
50	H23	市営勅使町田中団地3号前樹木伐採工事(1期)	伐採	○	○		452,800	626,850	▲ 696,150	(Ⅱ)		689,535	633,465
51	H23	市営勅使町田中団地3号前樹木伐採工事(2期)		○	○		419,200						
52	H23	市営勅使町田中団地3号前樹木伐採工事(3期)		○	○		451,000						
53	H23	あかつき団地3棟公園樹木撤去工事	低木伐採	×	×	公園内の植栽として活用していた樹木を伐採した。	478,000	73,500	▲ 404,500	(Ⅰ)	478,000		
54	H23	あかつき団地6棟公園東樹木撤去工事	低木伐採	×	×	公園内の植栽として活用していた樹木を伐採した。	458,000	53,550	▲ 404,450	(Ⅰ)	458,000		
55	H23	あかつき団地6棟公園西樹木撤去工事	低木伐採	×	×	公園内の植栽として活用していた樹木を伐採した。	464,000	130,200	▲ 333,800	(Ⅰ)	464,000		
56	H23	旧勅使町大隈団地外柵設置工事(1期)	柵設置	○	○		401,700	252,000	▲ 502,600	(Ⅱ)		277,200	477,400
57	H23	旧勅使町大隈団地外柵設置工事(2期)		○	○		352,900						
58	H23	市営勅使町田中団地7号北側根株除去工事(1期)	根株除去	○	×		430,200	1,171,800	▲ 528,700	(Ⅱ)		1,288,980	411,520
59	H23	市営勅使町田中団地7号北側根株除去工事(2期)		○	×		412,600						
60	H23	市営勅使町田中団地7号北側根株除去工事(3期)		○	×		451,500						
61	H23	市営勅使町田中団地7号北側根株除去工事(4期)		○	×		406,200						
62	H23	市営勅使町田中団地7号西側根株除去工事(1期)	根株除去	○	×		481,300	384,300	▲ 515,200	(Ⅱ)		422,730	476,770
63	H23	市営勅使町田中団地7号西側根株除去工事(2期)		○	×		418,200						
64	H23	あかつき団地5棟55号前樹木伐採工事	伐採 低木伐採	○	○		490,000	232,050	▲ 257,950	(Ⅱ)		255,255	234,745
65	H23	旧大隅団地跡地除草雑木除去工事	草刈	○	○		190,000	111,300	▲ 78,700	(Ⅱ)		122,430	67,570
66	H23	あかつき団地6棟フェンス除草雑木撤去工事(1期)	草刈	○	○		389,000	77,700	▲ 672,300	(Ⅱ)		85,470	664,530
67	H23	あかつき団地6棟フェンス除草雑木撤去工事(2期)		○	○		361,000						

案件No.	支払年度	件名	工事内容	工事の必要性等			工事代金 A	再積算 B	差 (B-A)	備考, 特記事項 (I)不必要分 (II)必要分 (III)未払の必要分	監査結果		
				必要性	緊急性	不必要な理由					代金過払案件		
											誤払金額	許容額上限 C (B×1.1)	過払金額 A>Cの場合 (A-C)
68	H23	市営勅使町田中団地7号西側花崗土搬入および整地工事	整地	○	○		390,000	64,050	▲ 325,950	(II)		70,455	319,545
69	H23	あかつき団地5棟緑地帯北中北清掃根株除去工事(1期)	根株除去	×	×	必要のない伐採工事の一連の工事のため	407,900	1,317,750	▲ 310,550	(I)	407,900		
70	H23	あかつき団地5棟緑地帯北中北清掃根株除去工事(2期)		×	×		405,800				405,800		
71	H23	あかつき団地5棟緑地帯北中北根株除去工事(3期)		×	×		415,800				415,800		
72	H23	あかつき団地5棟緑地帯北中北根株除去工事(4期)		×	×		398,800				398,800		
73	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(1期)	根株除去	×	×	必要のない伐採工事の一連の工事のため	439,900	1,390,200	▲ 1,689,900	(I)	439,900		
74	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(2期)		×	×		433,100				433,100		
75	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(3期)		×	×		435,300				435,300		
76	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(4期)		×	×		464,100				464,100		
77	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(5期)		×	×		445,700				445,700		
78	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(6期)		×	×		495,800				495,800		
79	H23	あかつき団地5棟緑地帯南中南根株除去工事(7期)	×	×	366,200	366,200							
80	H23	旧勅使町大隅団地雑草除去工事	草刈	○	×		449,400	368,550	▲ 80,850	(II)		405,405	43,995
81	H23	勅使町田中団地7号16号樹木伐採工事(1期)	伐採	×	×	通行上, 特に支障がないため	482,000	202,650	▲ 279,350	(I)		222,915	259,085
82	H24	市営勅使町田中団地7号16号樹木伐採工事(2期)	伐採	×	×	通行上, 特に支障がないため	436,200	157,500	▲ 278,700	(I)		173,250	262,950
83	未払い	市営勅使町田中団地21号25号樹木伐採工事(1期)	伐採	○	×		441,400	1,347,150	▲ 3,703,650	(III)			
84	未払い	市営勅使町田中団地21号25号樹木伐採工事(2期)		○	×		468,500						
85	未払い	市営勅使町田中団地21号25号樹木伐採工事(3期)		○	×		410,900						
86	未払い	市営勅使町田中団地21号25号樹木伐採工事(4期)		○	×		445,000						
87	未払い	市営勅使町田中団地37号43号樹木伐採工事(1期)		○	×		491,200						
88	未払い	市営勅使町田中団地37号43号樹木伐採工事(2期)		○	×		481,500						
89	未払い	市営勅使町田中団地37号43号樹木伐採工事(3期)		○	×		489,500						
90	未払い	市営勅使町田中団地37号43号樹木伐採工事(4期)		○	×		486,800						
91	未払い	市営勅使町田中団地49号樹木伐採工事(1期)		○	×		389,500						
92	未払い	市営勅使町田中団地49号樹木伐採工事(2期)		○	×		465,400						
93	未払い	市営勅使町田中団地55号樹木伐採工事	○	×		481,100							
94	未払い	成合町田中団地B6号前フェンス樹木伐採工事	伐採	○	×		2,500,000	528,150	▲ 1,971,850	(III)			
95	未払い	勅使町田中団地(63号68号74号86号92号106号98号)前樹木伐採工事	伐採	○	×		2,500,000	600,600	▲ 1,899,400	(III)			
96	未払い	成合町田中団地170号前樹木伐採工事	伐採	○	○		2,500,000	573,300	▲ 1,926,700	(III)			
97	未払い	成合町田中団地A4号跡地外柵設置工事	柵設置	○	×		750,000	117,600	▲ 632,400	(III)			
98	未払い	勅使町田中団地6号前樹木伐採工事	伐採	○	○		935,000	213,150	▲ 721,850	(III)			
99	未払い	勅使町田中団地(87号93号48号12号64号)前樹木伐採工事	伐採	○	×		4,000,000	497,700	▲ 3,502,300	(III)			
100	未払い	成合町田中団地B27号前樹木伐採工事	伐採	○	×		180,000	313,950	133,950	(III)			
合計							50,956,000	20,380,050	▲ 30,575,950		10,378,710	8,947,785	11,026,640

注 案件番号2および13の再積算額は, それぞれ, 269,850円および193,200円が正しい。